

ダイワの暦年贈与サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(略)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 申込者と当社との間で締結したダイワファンドラップ<u>プレミアム投資一任契約</u> (以下「本投資一任契約」といいます。)の運用口のうち、申込者が指定し、当社が本サービスの対象として認める運用口を「対象運用口」といいます。</p> <p>第11条 (本規定の変更)</p> <p>1. 当社は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めた場合には、<u>申込者又は予定受取人に予め通知することなく、本規定を変更することができます。当社は、本規定の内容を変更した場合には、その変更事項を申込者に通知するものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の定めにかかわらず、その変更内容が軽微である場合には、本規定の変更事項の通知は、当社ホームページへの掲載等に代えることができるものとします。</u></p> <p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>平成30年7月2日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 申込者と当社との間で締結したダイワファンドラップ投資一任契約 (以下「本投資一任契約」といいます。)の運用口のうち、申込者が指定し、当社が本サービスの対象として認める運用口を「対象運用口」といいます。</p> <p>第11条 (本規定の変更)</p> <p><u>本規定は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2020年8月11日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>